第３号様式（館山市補助金等交付規則第６条第３項）

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

　館市協第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

館山市長 　金　丸　謙　一

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった館山市市民協働事業に対する補助金等の交付を下記のとおり決定したので，館山市補助金等交付規則第６条第３項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

（１）この補助金は，他の目的に使用してはならない。

（２）この補助金の収支を明確にしておくこと。

（３）この補助金を他の目的に使用した場合は，補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（４）この通知に記載された補助金等の交付決定の内容又は条件に不服があり，補助金等の交付申請を取り下げようとするときは，交付決定の日から１４日以内にその理由を付して，市長に届け出ること。

（５）補助金等交付申請書に記載された事項の変更，補助事業等を中止又は廃止しようとするときは，あらかじめ市長の承認を受けること。

（６）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けること。

（７）補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類，帳簿等を整備し，補助事業等が完了した日（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたとき若しくは取消しの通知を受けたときは，その承認又は通知の日）の属する市の会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

（８）館山市補助金等交付規則及び館山市市民協働事業補助金交付要綱を遵守すること。

（９）この補助金は，市の監査を受ける事がある。

（注）

１　上記補助金の交付を受けようとするときは，補助金等交付請求書（第７号様式）を提出してください。

２　補助事業等が完了したときは，直ちに補助事業等実績報告書（第５号様式）を提出してください。